

平成 25 年 3 月 28 日  
消 防 庁

## 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、平成 24 年 5 月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきたところです。

この度、報告書が取りまとめられましたので、公表します。

※[報告書](#)全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。

## 【報告書概要】

事故の情報、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、当該物質に対して危険物確認試験を行い、消防法の危険物として追加することについて検討した。

また、平成 24 年度に毒物又は劇物に指定された物質に対して、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）として追加することについて検討した。

検討の結果、以下の結論が得られた。

- 1 危険物に新規に指定すべき物質はなかった。
- 2 消防活動阻害物質について、以下の 4 物質を指定することが適当とされた。
  - (1) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤（触媒、顔料等）
  - (2) 2, 3-ジシアノー 1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（農薬の原料）
  - (3) ヘキサキス（ $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤（農薬の原料）
  - (4) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤（農薬の原料）

## 【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要



## &lt;連絡先&gt;

消防庁 危険物保安室

担当：三浦、鈴木、相澤

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する 調査検討報告書の概要

## 1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「消防活動阻害物質」を早期に把握し、それらの危険性を検証することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

### ○ 火災危険性を有するおそれのある物質

以下のいずれかに該当する物質

- ① 現在消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
- ② 既に危険物に該当するものの、他の類に属する性状を示すおそれのある物質

### ○ 消防活動阻害物質

火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質で、消防法第9条の3に規定する物質をいう。

(例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、フッ化水素、アンモニア等の毒物・劇物等)

## 2 検討会委員名簿(五十音順)

委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 環境安全研究センター 教授
岩 田 雄 策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授 (座長)
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
三 宅 淳 巳	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
石 飛 雅 彦 (~H24. 8. 8)	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長
八 木 伊 知 郎 (H24. 8. 9~)	

## 3 検討会開催状況

【第1回検討会】 平成24年5月30日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質の調査方法の決定

【第2回検討会】 平成24年9月11日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質に係る候補物質の決定

【第3回検討会】 平成25年2月21日開催

- ・ 検討報告書(案)の決定

## 4 検討報告書の結論の概要

### 火災危険性を有するおそれのある物質

#### ○調査物質

国内外の8つの事故事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質23物質を抽出し、用途・流通量による優先順位をつけた8物質について、詳細な調査・分析を行った。

#### ○危険物へ追加する条件

次の2条件を満たしている場合は、危険物として規制を行う必要がある。

条件① 危険物確認試験において、危険物としての性状を有すること。

条件② 年間生産量等が一定量以上であること。

#### ○調査検討結果

今回の調査においては、消防法上の危険物へ追加すべき物質はなかった。なお、今回の検討対象物質のうち、2-クロロ-1, 3-ブタジエン（クロロpreneゴムの原料物質）について、第5類（自己反応性物質）の危険物の判定試験に該当する結果が示されたが、既に危険物第4類（引火性液体）として規制を受けていること、このような重合反応を起こす物質の分類について現在国際的な議論が行われていること等を踏まえ、現時点で規制の区分を変更することは適当ではないとの結論に至った。

### 消防活動阻害物質

#### ○調査物質

毒物及び劇物指定令の一部改正（平成24年9月20日及び平成24年10月1日に施行）により、毒物及び劇物に新たに指定された9物質及び除外された2物質について調査を行った。

#### ○消防活動阻害物質への追加の考え方

消防法の危険物に非該当で、下記①～④のいずれかに該当する物質から、流通量を考慮して決定する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

#### ○調査検討結果

毒物及び劇物に、新たに指定された9物質のうち、以下の4物質について消防活動阻害物質に指定することが適当であることとされた。

- ① メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- ② 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤
- ③ ヘキサキス（ $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤
- ④ 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

なお、除外された物質については、消防活動阻害物質に指定されている物質ではないため、法令上の対応は要しない。